

介護現場の人手不足解消策に新ルートが登場する。介護、建設、宿泊、農業、造船の5分野に限り、外国人を受け入れる新制度が来年度にも創設される。政府が6月18日に閣議決定した「骨太の方針2018」に盛り込まれたことによる。

これまでの経済連携協定(EPA)や技能実習制度よりも条件が緩く、単純労働者の雇用がたやすくになり、事実上の「移民」解禁に近い。画期的な政策転換ともいえる。

新制度は、一定の日本語能力と技能を持った外国人に5年を上限に在留を認める。既存の技能実習を終えた外国人にも適用する。技能実習生は本來の在留期間5年に加えてさらに5年、つまり10年もの長期間の滞在を認めることだ。介護職も昨年11月、技能実習は家族の帯同を認めな

生に加わったため長期滞在が可能となる。

しかも資格取得に必要な日本語能力を「N4」とかなりハードルを下げた。

現在は単純労働の分野で外国人の就労を原則禁止している。一方で、医師や弁護士など高度な専門性を持つ人材は積極

財政再建は経済成長が解決の道、と信じる政権にとって、人手不足は成長阻害要因だ。「短期間で帰国してしまう技能実習生は労働力としては中途半端」という経済界からの声も強い。

点検 介護保険

的に受け入れ、期限なく働き続けることや家族の帯同も認めてきた。これに介護福祉士の資格を取れば介護職も認められたので永住ができる。事実上の移民解禁だ。

日本政府は、いまだに「移民は認めない」と言いい張る。従って新制度では家族の帯同を認めな

い。「骨太の方針」には、「移民政策とは異なるものである」という記述が2カ所も出てくる。これだけ強調するのも不思議な話だ。

「移民政策」とは異なるものである」という記述が2カ所も出てくる。これだけ強調するのも不思議な話だ。

財政再建は経済成長が解決の道、と信じる政権にとって、人手不足は成長阻害要因だ。「短期間で帰国してしまう技能実習生は労働力としては中途半端」という経済界からの声も強い。

ただ、治安の悪化を懸念する住民の声も無視できない。両者の顔を立てながらの政策立案を迫られてきたが、遂に「移民」が、新たな課題を抱えていたのがドイツだ。高度成長期に人手不足を解消するため、2国間協定を多くの国々と結び、労働者を調達してきた。

1955年のイタリアを皮切りに、60年にギリシャとスペイン、61年にトルコ、63年にモロッコ、そして68年にユーゴスラビアと続く。いずれも3年間の期間限定の出稼ぎ労働者という目論見であった。

日本政府は、いまだに「ガストアルバイター」(客人労働者)と呼ばれた。「客人」であるから、

▲カーメルーンから来た介護者がロンドンの施設で働く。英国资本は移民介護者が現場を支えている



結婚や母国からの家族の呼び寄せは認めない。ところが、働いているうちに生活の基盤が整うと、帰国せずに家族を形成するようになる。トルコ人を中心にその数が次第に増えたため、それまで移民に反対してきたキリスト教民主同盟(CDU)が、ヘルムート・コルン首相の下で政策転換を決断する。05年に移民法を定め、学校や社会保障政策を充実させて実質的な多文化主義を取り入れだした。

定住外国人にドイツ語や文化を教える講座の受講者として、労働力として都合よく使おうとした考え方を改めざるを得なかつた。血の通う人間は暮らしを営む。仕事も生活もまるごと引き受ける覚悟が必要だ。

第96回

「介護移民」ドイツから学ぶ教訓

「暮らし」なき移住は不自然



ジャーナリスト
元日本経済新聞編集委員会
浅川 澄一

1971年、慶應義塾大学経済学部卒業後、日本経済新聞社に入社。流通企業、サービス産業、ファッショングループなどを経て、1987年11月に「日経レンディ」を創刊。初代編集長。1998年から編集委員。主な著書に「あなたが始めるケア付き住宅」新制度を活用したニーズ(日本経済新聞社)などがある。